

# オープンカウンター方式(試行)について

国交省宇都宮国道事務所における、一部の事務用品等の調達において、オープンカウンター方式(試行)の見積合わせを実施します。発注情報(見積依頼書)は国交省宇都宮国道事務所のホームページ(注1)等に掲載します。(原則として、発注が出た際に随時掲載します。)

## オープンカウンター方式とは・・・

見積の相手方を発注者が特定せず、参加を希望する者(注2)からの見積書提出により、契約の相手方を決定する方式です。

## オープンカウンター方式の流れ

### 発注情報

事務所ホームページ(下記URL)に案件が出るごとに掲載します。

### 資料交付

参加希望の方に見積依頼書、仕様書等を交付します。

### 見積合せ

見積書提出期限までに提出された見積書にて見積合わせを行います。見積合わせに立ち会う必要はありません。

### 結果公表

見積合わせの結果は、宇都宮国道事務所経理課にて閲覧に供します。

### 支払

支払いは完了払いとし、検査合格後、適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。

注1 ホームページのURLは次のとおり

URL [http://www.ktr.mlit.go.jp/utunomiya/utunomiya\\_index039.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/utunomiya/utunomiya_index039.html)

注2 参加資格については、全省庁統一の競争参加資格を有する者等、オープンカウンター方式(試行)実施要領に定められたとおりです。

【問い合わせ先】

国土交通省 関東地方整備局  
宇都宮国道事務所 経理課

TEL: 028 - 638 - 2182

## オープンカウンター方式（試行）実施要領

### （定義）

第1条 本実施要領で定めるオープンカウンター方式とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注する、会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）が見積り依頼の相手方を選定せず、参加を希望する者から提出される見積書により見積り合わせを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

### （対象）

第2条 本要領は、予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第99条第3号及び第7号（建設コンサルタント業務等は除く）に規定するもののうち、本方式によることが適当であると認められるものを対象とします。

### （参加資格）

第3条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積り合わせに参加できる者は以下の資格を有している者であること。

- 一 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定に該当しない者であること。
- 二 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、競争参加を希望する地域を「関東・甲信越地域」として競争参加資格を有している者又は当該競争参加資格を有していない者にあつては見積書提出期限までに競争参加資格の認定を受けていることを証明できる者であること。

ただし、参加希望者が少数と見込まれる等の場合には、過去の実績等により十分な履行能力がある者の参加を認める場合がある。

- 三 見積り合わせの時に関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であること。
- 六 見積書を提出しようとする案件の仕様書等の交付を契約担当官等より直接受けた者であること。

### （見積り依頼の方法等）

第4条 オープンカウンター方式に基づく見積りに関する諸条件は以下のとおりとする。

- 一 オープンカウンター方式により少額随意契約を行う場合は、見積り依頼書を調達機関の掲示板及びホームページに掲載することをもって見積り依頼とする。
- 二 見積りに関する諸条件は、見積り依頼書（様式1）、仕様書、数量総括表、図面及び見本（以下「仕様書等」という。）により提示することとする。
- 三 仕様書等の交付は、契約担当窓口等で行う。

仕様書等の交付を受けた参加希望者は仕様書等受領書（様式2）に必要事項を記入のうえ当該発注事務所等調達機関に提出するものとする。

四 見積書（様式3）の提出は、本実施要領及び仕様書等熟読のうえ、調達機関窓口に提出すること。

五 郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6号に規定する信書便による見積書の提出することができるものとする。ただし、見積書提出期限までに到着しなかった見積書は無効とする。一度提出した見積書の引き換え、変更又は取消は認められない。

六 見積参加者は、調達物品等の価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を加算して見積書を提出すること。

七 見積に際し、納入等を行う物品は仕様書等で指定した規格等と同等以上とする。

指定した規格等と異なる規格で見積を行う場合には、見積書の提出前に調達機関の契約担当課まで申し出ること。申し出のない規格外の物品の納入は認められない。

（見積合わせ）

## 第5条

### 一 見積参加者の立会

見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行う。その際の見積参加者の立会は求めない。

### 二 落札者の決定

有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で見積金額で最低の見積を行った者を契約の相手方とする。

### 三 くじ引き

見積合わせをした場合で、決定となるべき金額をもって見積を提出した者が2人以上ある場合は、くじ引きで決定する。くじ引きの日程は、電話等で速やかに通知するものとする。もし参加できない場合は当該調達機関で契約事務に関係のない職員が代わってくじを引くことができる。

### 四 再度見積

提出された見積書が、予定価格の制限に達した価格が無いときは、見積に参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めるものとする。再度見積の提出期限までに見積書の提出が無い場合や、予定価格の制限の範囲内で見積もりが無い場合は、オープンカウンター方式で見積は成立しない。その場合は、別途選定した者に見積を依頼し、見積合わせを行うことがある。

（見積合わせの公表）

第6条 見積合わせの結果は、原則として契約の相手方のみ通知を行うものとする。なお、見積合わせの結果を、当該調達機関にて閲覧に供する。

（留意事項）

## 第7条

- 一 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 二 契約保証金については、これを免除とする。
- 三 見積書作成及び提出等にかかる費用は、すべて見積参加者が負担するものとする。
- 四 官側の都合により、見積合わせを取り止めることがある。
- 五 本実施要領に定めのないその他の取扱いについては、関東地方整備局随意契約見積心得によるものとする。

URL : <http://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index00000022.html>

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この取扱細則は、平成30年3月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この取扱細則は、令和元年11月28日から施行する。

様式1(記載例)

オープンカウンター参加業者 殿

支出負担行為担当官  
関東地方整備局長

## 見 積 依 頼 書

下記について、 購入 したいので見積書を提出願います。

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 1 件 名             |   |
| 1 納 入 期 限         |   |
| 1 納 入 場 所         |   |
| 1 見 積 書 提 出 場 所   | 関東地方整備局 総務部 契約課   |
| 1 見 積 書 提 出 日 時   | 12 時 00 分 まで  |
| 1 見 積 合 わ せ 日 時   | 13 時 30 分   |
| 1 見 積 方 法         | 消費税及び地方消費税に係る課税事業者は消費税及び地方消費税を含めた金額を見積書に記載すること。決定業者については決定通知後、それぞれの単価の内訳を提出すること。送料が発生する場合は別書きにすること。   |
| 1 契 約 保 証 金       | 免除  |
| 1 内 訳 書 及 び 仕 様 書 | 別途交付による。  |
| 1 契 約 書 作 成 の 要 否 | 否   |
| 1 見 積 心 得         | ( <a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index00000022.html">http://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index00000022.html</a> )   |
| 1 競 争 参 加 条 件     | 令和〇・〇・〇年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」の関東地域の競争参加資格を有するものであること。又は令和〇年度以降に、関東地方整備局(本局)での納入(履行)実績があること。  |
| 1 支 払 条 件         | 物品納入後又は契約完了後に発注者が適法な請求書を受領した日から30日以内  |
| 1 そ の 他           | (1) 電報による見積もりは認めない。<br>(2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による見積もりは認める。<br>(3) 関東地方整備局オープンカウンター方式(試行)実施要領及び見積心得を熟読のこと。<br>(4) 納品にあたっては、品名、数量等の内訳が記載された「納品書」を提出すること。<br>(5) 納入期限までに完納がなされない場合には、契約を解除することがある。 |

様式2

## 仕 様 書 等 受 領 書

下記件名の仕様書等を受領しました。

件名:

---

受 領 年 月 日      令和      年      月      日

---

会 社 名

---

担 当 者 氏 名

---

電 話 番 号

---

F A X 番 号

---

注 1      電話番号・FAX番号は、確実に連絡の取れる番号を記載してください。

様式3

# 見 積 書

一 金

¥

(ただし、消費税及び地方消費税を含む。)

件 名

関東地方整備局 オープンカウンター方式(試行)実施要領及び見積心得  
を承諾の上、見積します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

関東地方整備局長

殿